

防官総第927号
63.2.20
最終改正 防官文(事)第161号
令和3年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官

「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」等の設置について(通達)

標記について、別添のとおり昭和63年1月26日「さわやか行政サービス運動について」が閣議決定されたので、その趣旨を管下の職員に周知するとともに、同決定に基づき「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」を別紙第1のとおり設置することとなつたので、遺漏のないよう措置されたい。

また、当該運動を更にきめ細かく推進するため、別紙第2のとおり防衛省本省の施設等機関、各自衛隊、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁においても、さわやか行政サービス推進地方委員会を設置するよう措置されたい。この場合において、既存の行政サービスの改善に関する委員会等を活用しても差支えないが、これらの措置の終了後、その状況について速やかに大臣官房長へ通知されたい。

なお、防官総第4872号(55.10.6)及び防官総第5361号(55.11.6)は、廃止する。

- 添付書類：1 別紙第1、別紙第2
2 「さわやか行政サービス運動について」(昭和63年1月26日閣議決定)

「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」設置要綱

(設置)

第 1 防衛省における行政サービスの向上を図る観点から、行政サービス業務の見直しを行うとともに、その改善施策を審議し推進するため、防衛省に「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は大臣官房長を、委員は大臣官房企画評価課長、地方協力局総務課長、防衛大学校総務部長、防衛医科大学校事務局総務部長、防衛研究所企画部長、統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部監理部長、海上幕僚監部総務部長、航空幕僚監部総務部長、情報本部総務部長、防衛監察本部総務課長、防衛装備庁長官官房総務官その他必要に応じ大臣官房長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第 3 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務をつかさどる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 4 委員会は、審議結果を取りまとめ、大臣に報告するものとする。

(関係部局の協力)

第 5 関係部局は、関係職員の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、大臣官房企画評価課において処理する。

(委任規定)

第 7 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

第 8 この要綱は、昭和 63 年 2 月 20 日から施行する。

さわやか行政サービス推進地方委員会の設置基準

1 陸上自衛隊

各方面総監部
補給統制本部
各地方協力本部

2 海上自衛隊

各地方総監部
航空集団司令部
教育航空集団司令部
補給本部

3 航空自衛隊

各航空方面隊司令部
航空支援集団司令部
航空教育集団司令部
航空開発実験集団司令部
補給本部

4 その他

防衛大学校
防衛医科大学校
防衛研究所
統合幕僚監部
情報本部
防衛監察本部
地方防衛局
防衛装備庁

さわやか行政サービス運動について

昭和63年1月26日
閣議決定

政府は、行政改革を引き続き重要課題とし、その推進に取り組んでいるところであるが、効率的な行政の確立を図るとともに国民の一層の信頼を得るために、公務員の行政サービスの向上に対する意識を徹底し、「国民の立場に立った親切的な行政」、「真心のこもった行政」を実現する必要がある。

このため、下記により、行政改革の一環として国民の参加も得て「さわやか行政サービス運動」を全国的、持続的に展開することとする。

なお、「行政サービスの改革について」（昭和55年9月16日付け閣議決定）は廃止する。

記

1 各省庁における「さわやか行政サービス運動」の展開

「国民の立場に立った親切的な行政」、「真心のこもった行政」を実現していくためには、公務員の一人一人が、国民全体の奉仕者であることを自覚し、その自主的な努力により、国民の声に耳を傾け、行政事務を処理するものとする必要がある。

このためには、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 各省庁は、次により所管の行政に係るサービスの改善について、その積極的な推進を図るものとする。

ア 官房長（又はこれに順ずる職）を長とし、関係部課長を構成員とするさわやか行政サービス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

イ 委員会は、次の行政サービスを対象として自主的な点検計画を策定の上総点検を行い、改善を推進するものとする。

この場合、国民の意見要望を積極的に取り上げるよう努めるものとする。

- ① 窓口サービス
- ② 公共施設利用サービス
- ③ その他国民と接触する公務サービス

ウ 地方支分部局等においても、必要に応じ、委員会に順ずる組織を設置することとし、現地的な改善を推進するものとする。

- (2) 各省庁は、各種の相談業務を活発に行い、また、投書箱を設けるなどして、行政サービスに関する国民の苦情、要望、意見を積極的に受け付け、その改善を通じて「さわやか行政サービス運動」の推進に資する。
- (3) 各省庁における行政サービスの改善を推進するため、中央においては各省庁をもって構成するさわやか行政サービス推進協議会を、地方においては各省庁の地方支分部局等をもって構成する地域さわやか行政サービス推進協議会を設けることとし、協議会の庶務は、それぞれ総務庁又はその地方支分部局が処理するものとする。
- (4) 各省庁は、所管の特殊法人に対し、上記(1)及び(2)に準じた措置を講ずるとともに、必要に応じ、上記(3)の中央及び地方に設ける協議会に参加するよう指導するものとする。

2 運動の推進及び効果の確保

- (1) 各省庁の長は、所管の行政に係るサービスの改善について、必要に応じ、その実情を視察するとともに、各地で国民各界各層の意見を聴くことにより、国民の立場に立った行政サービスの改善を実施するものとする。
- (2) 各省庁は、所管の特殊法人に係るものを含め、上記1の総点検の結果（改善実績及び今後の改善計画を含む。）を総務庁に報告することとし、同庁は、これを取りまとめて閣議に報告するものとする。
- (3) 総務庁は、「さわやか行政サービス運動」を推進するため、適宜行政サービス改善評価調査を実施し、その結果を取りまとめて閣議に報告するものとする。
- (4) 毎年一定の月を「さわやか行政サービス推進月間」とし、行政サービスの改善に関する次の諸活動を重点的に実施する。
 - ① 総点検による行政サービスの改善
 - ② 行政サービスの改善に関する研修
 - ③ 利用者・有識者からの意見聴取等

3 地方公共団体に対する協力要請

地方公共団体に対し、国に準じた措置を講ずるよう要請するとともに、上記1の地方に設ける協議会への参加について協力を求めるものとする。